

令和 8 年 4 月 1 日制定

# 東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業 (令和 8 年度)

報奨金事業 参加申請等の手引き

【申請者用】

令和 8 年 4 月

【お問い合わせ先】

〒100-0103

東京都大島町泉津字福重 2 大島公園事務所

キョン報奨金担当

T E L : 04992-7-5529

受付時間 : 9 時 ~ 1 7 時 (年末年始を除く。)

## はじめに

この「報奨金事業 参加申請等の手引き」（以下「手引き」といいます。）は、東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業（以下「本事業」といいます。）に関して、必要な事項を記載しています。

本事業への参加に当たっては、参加申請、張り網や箱わな（以下「張り網等」といいます。）の設置、毎日の見回り、捕獲通報、報奨金の支払い等について、手引きの内容を十分にご認識された上で、申請されますよう、お願いいたします。

なお、本事業は、令和８年度東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）及び令和８年度東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。

## 【目次】

第1章 事業目的と概要	4
1 事業目的	4
2 事業概要	4
(1) 報奨金交付対象者	
(2) 報奨金交付条件	
(3) 報奨金の額	
(4) 事業フロー	
第2章 事業参加申請について	8
1 事業参加の申請方法	8
(1) 申請書の提出（紙申請）による申請	
(2) 電子申請（LoGoフォーム）による申請	
2 事業参加申請後の流れ	9
第3章 張り網等の設置、見回り・捕獲通報について	10
1 張り網・箱わなの設置	10
2 毎日の見回り	12
3 捕獲通報	13
第4章 報奨金のお支払い	16
1 報奨金の額の確定	16
2 報奨金の支払い	16
第5章 その他	16

# 第1章 事業目的と概要

## 1 事業目的

本事業は、東京都大島町において特定外来生物による生態系等に  
係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されている  
キョン（偶蹄目シカ科：*Muntiacus reevesi*）の根絶を図るため、  
銃器捕獲が難しい市街地において、張り網等の設置、見回り、捕獲  
通報等による、住民のみなさまの協力を得て、捕獲の強化を進めて  
いくことを目的としています。

## 2 事業概要

### （1）報奨金交付対象者

- **東京都大島町に居住する住民の方** が対象です。

#### （👉注意！）

- ・ 島内に居住していない方（土地所有のみ等）や法人は、報奨金の交付の対象となりません。
- ・ 都が発注する大島キョン防除委託を受託する事業者及び都が指定する事業者において、キョンの捕獲に従事している方は申請できません。
- ・ 既に東京都が設置した張り網等がご自宅等にある方は、申請により交付の対象となります。
- ・ 実施要項 第4の但書に該当する方は対象外となります。  
（例：暴力団員等、税金滞納者等）

## (2) 報奨金交付条件

○ 報奨金交付には、下記の条件をすべて満たす必要があります。

- ✓ 住民の方が居住する住宅等に、張り網又は箱わなの設置が可能なこと（既に東京都が設置済の場合も含みます。）
- ✓ 原則として、毎日、わなの見回りが可能なこと
- ✓ キョンの捕獲確認後、都が指定する通報窓口連絡すること

### (👉 注意！)

- ・ 住居から離れた場所（農地等）でも、原則、毎日の見回りが可能であれば設置いただけます。
- ・ 土地を借りている場合、土地所有者からの承諾が得られれば、設置いただけます。申請書と併せて、土地所有者が記入した土地の無償使用承諾書をご提出ください。
- ・ なお、土地所有者と使用者が同一の場合も、土地の無償使用承諾書のご提出は必要です。
- ・ 毎週土日不在にするなど、定期的に連日不在にする場合は、設置をお断りする場合があります。設置後にその事実が判明した場合は、張り網等を撤去します。

## (3) 報奨金の額

○ **1 個体回収につき 8,000円**

### (👉 注意！)

- ・ お振り込みをする額は、8,000円から所得税を差し引いた額となります。報奨金を受け取った方には、該当の年末に源泉徴収票をお送りしますので、必要に応じて確定申告等の処理をお願いします。
- ・ 都が指定する業者による個体の回収までにキョンが逃げてしまった場合は、報奨金の対象にはなりません。

#### (4) 対象となるわな

○報奨金の対象となるわな等は「張り網」と「箱わな」です。

### 対 象



張り網：高さ70 cm程度の**黒色の網**



箱わな：高さ50 cm程度で箱型

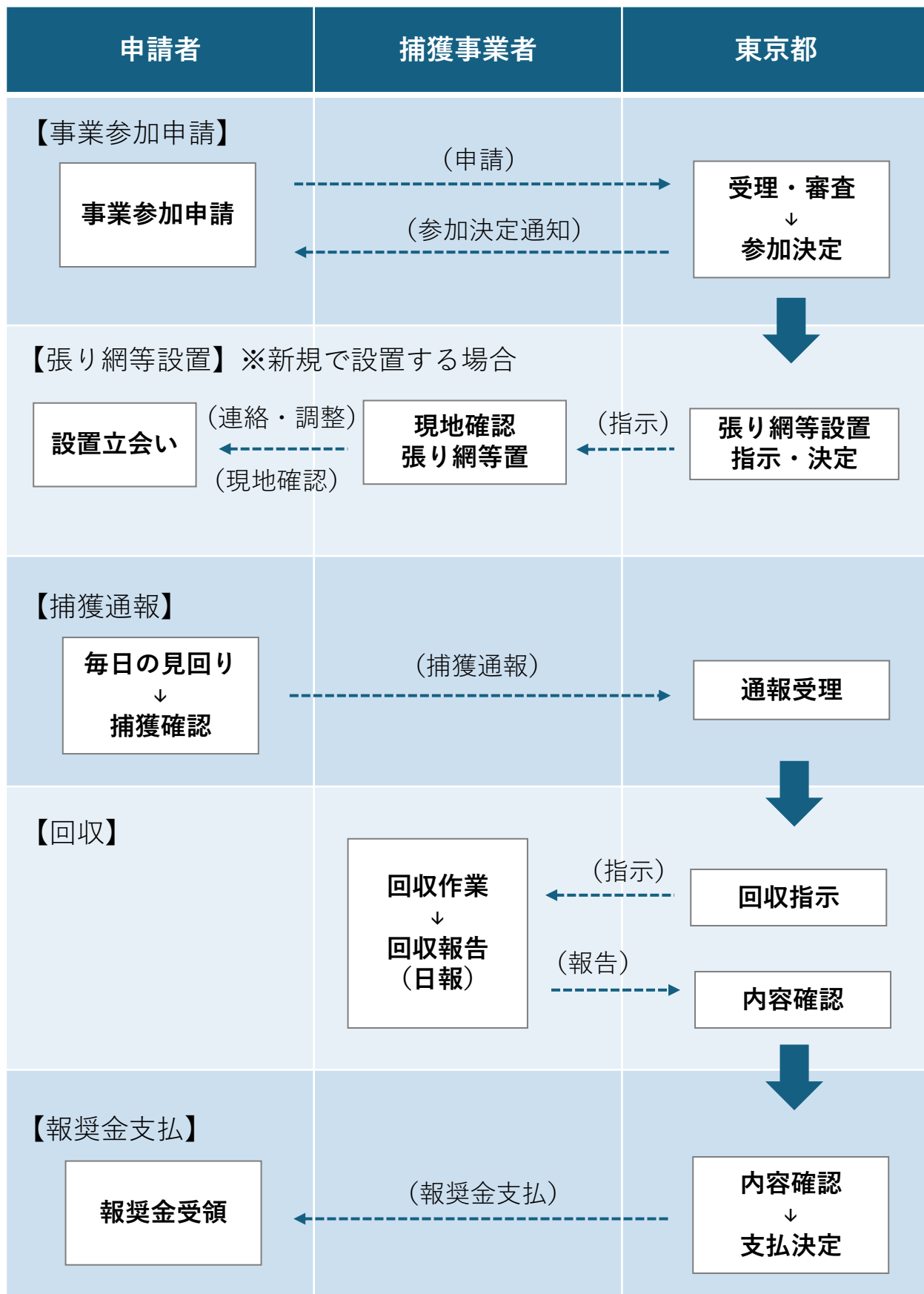
### 対象外



誘導柵：高さ130 cm程度の**緑色の網**

- ・ 1申請で設置できる張り網等は、**張り網50m以内、箱わな1基**です。

## (5) 事業フロー



## 第2章 事業参加申請について

### 1 事業参加の申請方法

#### (1) 申請書の提出（紙申請）による申請

- 申請書類に必要事項を記入いただき、下記までご郵送又はご持参ください。
- 申請書類は、4月中旬以降から以下の場所で**配布予定です**。

- ・ 大島公園事務所
- ・ 大島支庁土木課
- ・ 大島町役場

#### 【申請書送付先】

〒100-0103

東京都大島町泉津字福重2 大島公園事務所

キョン報奨金担当 宛

※ 郵送料は各自ご負担ください。

- 必要な書類は、次の4つです。
  - ①参加申請書（第1号様式）
  - ②東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業に関する確認事項
  - ③張り網等設置に関する土地の無償使用承諾書
  - ④振込先の口座や名義人がわかるもの（通帳のコピー等）
- ①から③は、所定の様式を使ってください。

#### (2) 電子申請（LoGoフォーム）による申請

- 電子申請は**5月1日**から申請を受け付ける予定です。
- 必要な書類は、次の2つです。
  - ①張り網等設置に関する土地の無償使用承諾書
  - ②振込先の口座や名義人がわかるもの（通帳等）
- ①は紙で準備して手書きで記入の上、写真等のファイルで添付してください。紙は、支庁等で配布しています。
- ②は、写真等のファイルで添付してください。

## 2 事業参加申請後の流れ

- 事業参加申請書をご提出後、都において、書類等の審査を行い、  
適当と認めるときは、本事業の参加者として決定します。
- 本事業の参加者と決定としたときは、都から、**参加決定通知書を申請者宛に通知します。**（非決定の場合はその旨を通知）
- 事業決定の通知後、新たに張り網等を設置する場合は、**都が指定する事業者から、張り網等の設置の日程調整等についての連絡を**  
**します。**

### （👉注意！）

- ・ 申請状況により、参加決定通知書の通知、事業者からの連絡に  
時間を要する場合があります。
- ・ 参加決定通知の送付までは、報奨金の対象にはなりません。
- ・ キョンの捕獲等があった場合は、これまで通り速やかに大島公園  
事務所までご連絡ください。

## 第3章 わな等の設置、見回り・捕獲通報について

### 1 張り網・箱わなの設置

- 報奨金の対象となるわな等は「張り網」と「箱わな」です。
- 張り網等の設置費用は、**東京都が負担**します。
- 申請後、書類の内容を審査し、参加決定通知を送付いたします。  
その後、新たに張り網等を設置する場合は、都が指定する**事業者からの連絡**により、**わなの現地確認や設置の日程等を調整**させていただきます。
- 申請書に記載された住所、氏名、電話番号等張り網等の設置や捕獲された個体の回収に必要な情報については、都から事業者を提供します。
- 現地確認及び張り網等の設置の際は、**立会**をお願いします。
- 張り網等の設置場所については、住民の方の意向を伺い、都が決定します。ご希望に添えない場合があります。
- 張り網等を設置するために草刈りや剪定等などの整備が必要な場合は、張り網等を設置する前に申請者に行っていただきます。
- キョン以外の動物（鳥類、ネコ等）が誤って張り網等にかかってしまい、ケガ等をするのを避けるため、現場確認に時間を要する場合があります。
- また、現場確認の結果、近隣でネコの屋外飼育等が確認された場合、張り網等の設置ができないこともあります。
- キョン以外の動物が張り網等にかかった場合は、動物の安全面の観点から、一定期間、張り網等を停止する場合があります。
- 張り網等の設置後は移動はできません。やむを得ない事情により、張り網等を移動したい場合は、  
大島公園事務所 **キョン報奨金担当**（04992-7-5529）  
へご相談ください。  
ご自身で張り網等を移動させることはおやめください。

(👉 注意！)

- ・ 申請状況により、申請から張り網等の設置までに時間を要する場合があります。
- ・ 1申請で設置できる張り網等は、**原則、張り網50m以内、箱わな1基**です。
- ・ 申請対象の張り網・箱わな以外で捕獲されたキヨンは報奨金の対象とはなりません。

## 2 毎日の見回り

- 張り網等の設置後、**原則、毎日の見回り**をお願いします。
- 参加決定通知送付後、やむを得ない事情により長期間不在となり、張り網等の見回りができない場合は、一週間前までに、  
大島公園事務所 **キョン報奨金担当**（04992-7-5529）  
へご相談ください。事業者がわなが作動しないように対応します。
- また、お戻りになった際もご連絡ください。事業者がわなを再開しに伺いますが、作業までにはお時間をいただく場合があります。
- わな等が破損した場合は、  
大島公園事務所 **キョン報奨金担当**（04992-7-5529）  
までご連絡ください。
- 万が一、**張り網等にキョン以外の動物（鳥類、ネコ等）がかかった場合**、速やかに  
大島公園事務所 **キョン報奨金担当**（04992-7-5529）  
までご連絡ください。

### 3 捕獲通報

- キョンの捕獲が確認された場合は速やかに、捕獲連絡をお願いします。

**【捕獲連絡先】**

大島公園事務所

**キョン報奨金担当（04992-7-5529）**

- ご連絡をいただく際は、以下の内容をお伝えください。

**【お伺いする内容】**

**①参加決定番号（6ケタ数字）**

令和7年度申請の場合 25×××××

令和8年度申請の場合 26×××××

**②捕獲があったわな（網）番号**

例）Z箱1、Z網50

**③捕獲された動物（キョン、鳥類など）と頭数**

**④参加決定者氏名**

**⑤設置場所住所**

**⑥電話番号**

- **キョンの回収受付は、平日9時から17時まで**となります。16時30分以降の受付は、翌日の回収となります。**原則、夜間に対応できません。**
- また、通報をいただいてから、実際に事業者が**回収に向うまでには、時間がかかる**可能性がありますのでご了承ください。
- 張り網等にかかったキョンの回収のために、事業者が敷地内に立ち入ります。原則、立ち合いは不要です。

- 通報をいただき、事業者が回収するまでに何らかの理由でキョンが逃げた場合は、報奨金の支払い対象にはなりません。
- また、申請対象の張り網等以外で捕獲されたキョンは報奨金の対象とはなりません。
- 年末年始の捕獲は行いません。年末に順次事業者がわな等が作動しないよう作業を行い、年始も同様に順次再開します。作業の時期は、対応するわな等の状況により前後する場合があります、作業日程等のご希望には対応できません。ご自身でわな等の作業を行うことは、法律違反となる可能性があります。
- **捕獲されたキョンには触れないでください。**
- 捕獲されたキョンを放すと、法律違反となる可能性があります。

<外来生物法で規制されている事項>



<外来生物法での罰則>

分類	行為（対象：特定外来生物）	罰則（拘禁刑または罰金）	
		個人	法人
輸入関係	許可なく輸入した場合	・ 3年以下 または ・ 300万円以下	・ 1億円以下
	許可なく輸入した場合（※未判定外来生物）	・ 1年以下 もしくは ・ 100万円以下	・ 5千万円以下
販売関係	許可を受けていない者に対して販売や配布をした場合	・ 3年以下 もしくは ・ 300万円以下	・ 1億円以下
飼養関係	許可なく飼養等をした場合（販売・配布目的）	・ 3年以下 もしくは ・ 300万円以下	・ 1億円以下
	許可なく飼養等をした場合（愛がん（ペット）等の目的）	・ 1年以下 もしくは ・ 100万円以下	・ 5千万円以下
	偽りや不正をして飼養等の許可を受けた場合	・ 3年以下 もしくは ・ 300万円以下	・ 1億円以下
放出関係	許可なく野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合	・ 3年以下 もしくは ・ 300万円以下	・ 1億円以下

出典：環境省

## 第4章 報奨金のお支払い

### 1 報奨金の額の確定

- 都が指定する事業者から提出のあった回収報告書に基づき、内容を審査し、交付すべき報奨金の額を確定し、都から額確定通知書を送付します。  
(住民の方からの報奨金の請求手続きは不要です。)
- なお、必要に応じて張り網等の設置状況、捕獲場所、現地状況の確認等を行うことがあります。

### 2 報奨金の支払い

- 報奨金の支払いは、毎月末締め、翌月下旬を目途に、対象決定者が参加申請時に指定した口座に、振り込みを行います。  
(状況により遅れる場合があります。)
- お振り込みをする額は、8,000円から所得税を差し引いた額となります。

## 第5章 その他

- 本事業への参加を中止しようとする場合は、都が指定する申請書を提出し、都の承認を受けてください(交付要綱第7条)。
- 参加決定後に、氏名、住所、電話番号など、申請書の内容に変更が生じた場合は、都が指定する届出書を提出してください(交付要綱第9条)。
- なお、住所の変更があった場合は、変更前の住所に設置してある張り網等は撤去します。変更後の住所が大島町内であって、報奨金制度に参加を希望する場合は、新たに参加申請の手続きをしてください(交付要綱第10条)。

- 本事業の参加決定後、参加決定者が交付要綱第13条の各号（不正手段による交付、暴力団員等に該当など）のいずれかに該当する場合には、本事業の参加決定を取り消す場合があります。
- 交付要綱第13条の規定に基づき、本事業の参加決定を取消しをした場合、既に当該取消しに係る部分に対する報奨金の支払をしているときは、期限を定めて当該報奨金の全部又は一部の返還を命じる場合があります。
- 本事業は、東京都大島町における特定外来生物「キョン」の根絶を図るためのものです。本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- 本事業への参加希望者が都に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 東京都から資料の提出や修正の指示があった場合は速やかに対応をお願いします。適切な対応をいただけない場合、参加決定の取消しなどを行う場合があります。
- 偽りその他の不正な手段により、報奨金を不正に受給した疑いがある場合には、報奨金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 上記の事項に違反した場合は、都からの報奨金の対象決定及びその他の決定を取り消します。また、都からの報奨金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年10.95%の利率）を加えてお返しいただくことになります。
- 要綱や手引きに記載のない細部については、東京都からの指示に従うものとします。